

国民健康保険税納税通知書の 発送および税率等の改定

◆納税通知書を発送します

平成28年度の国民健康保険税納税通知書を7月中旬に発送します。第1期の納期限は8月1日(月)です。国民健康保険事業の安定運営のため、納期内納付にご理解とご協力をお願いいたします。なお、納付には口座振替が大変便利です。税務課窓口では、キャッシュカードだけで簡単に口座振替の申し込みができるサービスを行っていますので、ぜひご利用ください。

▼取扱金融機関 千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、ゆうちょ銀行

◆市独自で医療分の均等割額と平等割額をそれぞれ1,000円引き下げます

市では、被保険者の負担軽減を図るため、医療分の均等割と平等割の税率を引き下げます(別表1)。

◆国民健康保険税の軽減対象を拡充します

地方税法施行令の一部改正により、平成28年度から国民

健康保険税の軽減対象を別表2のとおり改定しました。

世帯の前年中の所得が別表2の金額以下の場合、均等割額と平等割額が定められた割合で軽減されます。また、平成28年度から2割および5割軽減について、軽減判定所得の基準が引き上げられ、軽減対象となる範囲が拡大されます。※軽減は世帯員全員(所得のない方を含む)が所得申告している必要があります

所得未申告の方(所得のない方を含む)が世帯内にいる場合、軽減対象外となりますので、申告がお済みでない方はお早めに税務課で所得の申告をしてください。また、所得申告は毎年必要となります。

◆特別徴収から普通徴収に変更となる場合

昨年度において特別徴収(年金からの天引き)により納付いただいていた方でも、今年度から普通徴収(納付書または口座振替による納付)に変更となっている場合があります。

別表1:平成28年度 国民健康保険税の税率等

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	7.70%	1.70%	1.70%
均等割	27,000円 (前年度▲1,000円)	12,000円	13,000円
平等割	28,000円 (前年度▲1,000円)	-	-
課税限度額 (税額の上限)	540,000円 (前年度+20,000円)	190,000円 (前年度+20,000円)	160,000円

別表2:国民健康保険税軽減対象(前年中の所得が表の金額以下の世帯)

軽減割合	平成27年度まで	平成28年度から
7割	33万円	33万円
5割	33万円+(26万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数)	33万円+(26.5万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数)
2割	33万円+(47万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数)	33万円+(48万円×被保険者数および特定同一世帯所属者の数)

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険に加入したまま75歳を迎えたことにより、後期高齢者医療制度へ移行された方(世帯主に変更があった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります)をいいます

国民健康保険一部負担金の 減免・徴収猶予

国民健康保険法では、次のような事情がある場合は、申請により一部負担金(医療機関等の窓口負担)の減免や徴収猶予を受けられることがあります。

- ・世帯主が年度途中に75歳になる場合
- ・世帯主が国民健康保険から脱退した場合
- ・65歳未満の世帯員が国民健康保険に加入した場合
- ◆非自発的離職者の軽減
 - ・会社の倒産や雇止めなど、非自発的な理由により離職した方に対する国民健康保険税の軽減制度があります。
- ◆対象者 ② 次のすべてに該当する方
 - ・平成21年3月31日以降に非自発的理由により離職し、離職の時点で65歳未満であること
 - ・公共職業安定所(ハローワーク)が発行する雇用保険受給資格者証をお持ちで、次の①または②として失業給付を受ける方
 - ①雇用保険の特定受給資格者(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11・12・21)
 - ②または②として失業給付を受ける方

国民健康保険法では、次のような事情がある場合は、申請により一部負担金(医療機関等の窓口負担)の減免や徴収猶予を受けられることがあります。

- ・震災、風水害、火災その他これらに類する災害により身体または資産に著しい損害を受けた場合
- ・干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁等で収入が著しく減少した場合
- ・事業の休止や失業等により収入が著しく減少した場合
- ※具体的な基準や減免等の期間、手続きなど詳しい内容については問い合わせください

●対象期間
離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間

●社会保険等への加入により国民健康保険の資格を喪失すると軽減は終了となりますが、再就職しても引き続き国民健康保険の被保険者である場合は軽減の対象となります

●軽減内容
対象者の給与所得を100分の30とみなして税額を算定

●対象者の給与所得以外の所得や、他の被保険者の所得は軽減の対象となりません

●手続き方法
雇用保険受給資格者証、認印、身分証を持参のうえ、市民課で手続きをしてください。

●対象期間
離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間

●社会保険等への加入により国民健康保険の資格を喪失すると軽減は終了となりますが、再就職しても引き続き国民健康保険の被保険者である場合は軽減の対象となります

●軽減内容
対象者の給与所得を100分の30とみなして税額を算定

●対象者の給与所得以外の所得や、他の被保険者の所得は軽減の対象となりません

●手続き方法
雇用保険受給資格者証、認印、身分証を持参のうえ、市民課で手続きをしてください。

◆減免制度
次のような事情がある方は、申請により保険税の減額や免除などが認められることがあります。

- ・生活保護を受けるなど、貧困により納付が著しく困難と認められる場合
- ・災害等の被害により生活することが著しく困難と認められる場合
- ・事業の休止や失業等により所得が激減するなど、特別の事情がある場合(自己都合での退職または事業の休止等をされた方や、就労が可能な方などは除きます)

☎ 70) 0321
税務課 市民税班

被保険者証は大切に ～被保険者証の一斉更新～

国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者証は、8月に更新されます。

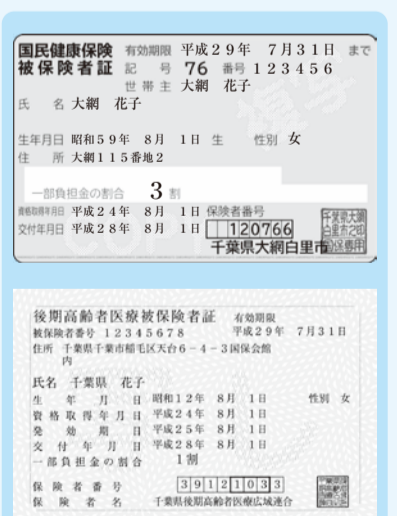
新しい被保険者証は、7月末日までに書留郵便で郵送されますので、8月1日からご使用ください。

また、有効期限を過ぎた被保険者証は市役所に返却するか、破棄してください。

1人1枚のカード式になっていますので、携帯に便利ですが紛失する方も増えています。紛失した場合は再発行できますが、重要なものなので大切に管理してください。

▶新しい被保険者証の有効期間=8月1日から1年間
※短期被保険者証は除く

☎ 70) 0334
市民課 国民健康保険班



介護保険料納入通知書の発送 および制度改正

◆納入通知書を発送します

平成28年度の介護保険料額が決定します。7月中旬に納入通知書が届きますので、ご確認ください。

◆65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、市民税の課税状況、前年の所得等に依りて12段階に分けられています。

介護保険は、国や千葉県、市が負担する公費と、皆さんに納めていただく介護保険料を財源として運営されています。介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるように、期限内の納付をお願いします。

◆保険料の支払方法

◆特別徴収
年金が年額18万円以上の方は、年金からの天引きにより保険料を納める特別徴収となります。

◆介護保険負担割合証

要介護(支援)認定を受けられている方には、7月中旬、市から利用者負担(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」が届きます。記載内容をご確認のうえ、担当のケアマネージャーまたは介護施設職員の方へご提示ください。

利用者負担は前年中の所得をもとに判定されます。一定以上の所得(本人の合計所得金額が160万円以上)がある方については、利用者負担が2割になります。ただし、世帯内の65歳以上の方の年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未

◆低所得者の方の居住費・食費の負担軽減における非課税年金勘案平成28年8月から

施設入所(ショートステイ含む)している低所得者の方は、食費と居住費が軽減されていますが、平成28年8月1日から、利用者負担段階の判定の際に、課税年金収入等に加えて、非課税年金(遺族年金・障害年金)収入を勘案することとなります。

この見直しにより、従来第2段階の負担限度額が適用されていた方について、一定額以上の非課税年金収入がある場合には第3段階の負担限度額が適用されることがあります。ただし、負担限度額が認定されなくなることはありません。

また、これに伴い、介護保険負担限度額認定申請書に、非課税年金の種別をご記入いただくこととなります。

◆高齢者支援課介護保険班

☎ 70) 0309